

相互応援に関する協定（例）

（1） 兵庫県内の市町の協定例

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあつせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

（相互応援体制）

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

（応援要請）

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県へ応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書(様式第1号)により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容(必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日)
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに

再提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) ごみの仮置場の確保状況
- (3) 応急備蓄資材等の保有状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

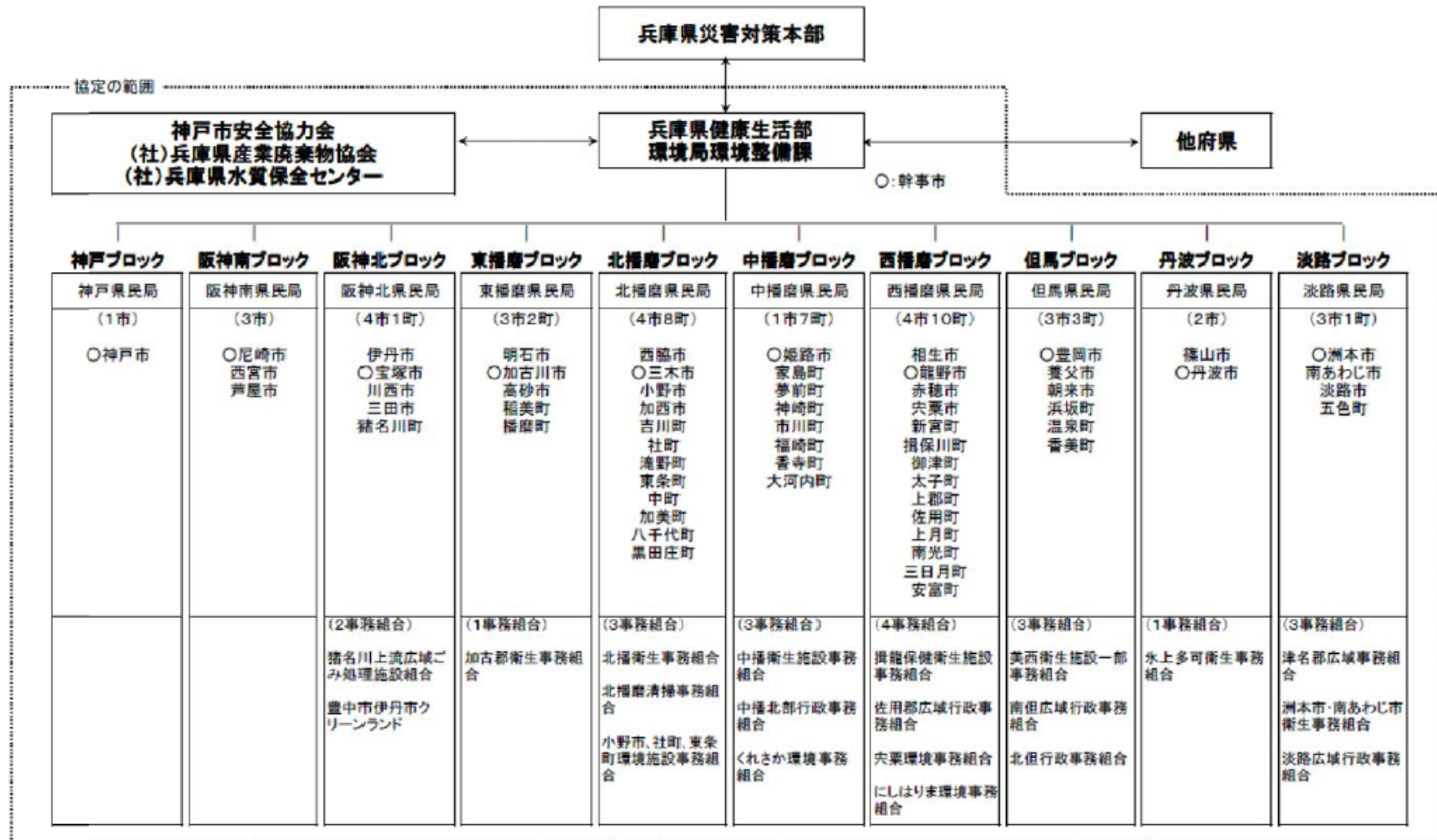
兵庫県
兵庫県知事 井戸敏三

神戸市
神戸市長 矢田立郎

以下、兵庫県下市町及び関係一部事務組合
省略

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制 組織図

(別図)



(様式第1号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援要請書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づく
応援調整を要請します。

記

1 連絡先

担当部課			
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電 話		F A X	
備 考			

2 災害の状況 <わかる範囲で記載>

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

3 第一期応援要請内容 <わかる範囲で記載>

	項 目	内 容
し 尿	仮設トイレ (要・不要)	・基数 (基) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
	パキューム車 (要・不要)	・種類と台数 (t車 台) (t車 台) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
ご み	収集車 (要・不要)	・種類 (パッカー車、平積み車等) と台数 (2 t ダンプ : 台) (: 台) (4 t ダンプ : 台) (: 台) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
	その他の 収集運搬機材 (要・不要)	・種類と台数 (0.1m ³ 級パッカー(フォーク付) : 台) (: 台) (0.25m ³ 級パッカー(フォーク付) : 台) (: 台) (ホイールローダー-0.34m ³ : 台) (: 台) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
	作業員 (運転手を除く) (要・不要)	・人員数 (名) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()

4 第二期応援要請内容 <わかる範囲で記載>

項 目		内 容
し 尿	処理 (要・不要)	・量 (t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
	焼却等中間処理 (要・不要)	・ごみの種類及び量 (: t) (: t) (: t) (: t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
ご み	最終処分 (要・不要)	・ごみの種類及び量 (: t) (: t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
	その他	

5 災害廃棄物の発生状況と仮置場 (単位: トン) <わかる範囲で記載>

仮置場	可燃物			不燃物	家電	合計
	粗大	量	その他			
①						
②						
③						
④						
⑤						
合計						

仮置場の住所

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

(様式第2号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援内容報告書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町等名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき行った応援内容について報告します。

記

1 記入者

担当部課			
職氏名			
電子メールアドレス			
電 話		F A X	
備 考			

2 第一期応援実施内容 (記入欄が不足する場合は別紙に記載)

項目	車両、資機材等の名称	応援先 市町名	応援日と台数または人員数				
			/	/	/	/	/
し 仮設トイレ (有・無)	—						

尿 バキューム車 (有・無)	t 車						

	t 車						
ご 収集車 (有・無)	2 t ダンプ						
	4 t ダンプ						

み その他の 収集運搬機材 (有・無)	0.1m ³ 級バックホウ(フォーク付)						
	0.25m ³ 級バックホウ(フォーク付)						
	ホイールローダー0.34m ³						

作業員(有・無)							

3 第二期応援実施内容（記入欄が不足する場合は別紙に記載）

	項目	ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
ごみ	焼却等中間処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
み	最終処分 (有・無)	—							
		—							

	項目	ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
ごみ	焼却等中間処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
み	最終処分 (有・無)	—							
		—							

	項目	ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
ごみ	焼却等中間処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
み	最終処分 (有・無)	—							
		—							

(様式第3号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制報告書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町等名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき
災害時における応援体制等について報告します。

記

1 災害時の連絡先

担当課名	担当者職氏名	電話	F A X	メールアドレス

2 ごみの仮置場の確保状況

名称	所在地	面積 (m ²)

3 応援備蓄資材等の保有状況

	種類	商品名等		基数	内身障者用基数
	仮 設 ト イ レ	①便槽式(建設現場などで使われているもので、便槽に貯留し、汲み取るもの)			
②下水放流式(下水マホール上に設置し、下水管に落としこむもの)					
③組立型便槽式(①の組立型)					
④組立型下水放流式(②の組立型)					
取 集 運 搬 機 材 等	種類	能力	台数	能力	台数
	バキューム車	t車	台	t車	台
	パッカー車	t車	台	t車	台
	平積み車	t車	台	t車	台
			台		台
			台		台
処 理 施 設	種類	処理能力		平均日処理量	
	し尿				
	ごみ焼却等		t/日		t/日
	ごみ受入条件				

(2) 埼玉県内の市町村の協定例

災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）

第2条 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）

第3条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

（費用負担）

第4条 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請をした市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

（疑義が生じた場合）

第6条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年7月15日

所在地	埼玉県さいたま市浦和市高砂3丁目15番1号
名称	埼玉県清掃行政研究協議会
代表者	会長 相川 宗一

以下、埼玉県下市町村及び関係一部事務組合
省略

様式 1 号

災害廃棄物等処理支援要請書

平成 第 年 月 日

埼玉県知事

市町村長・一部事務組合管理者

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

- 1 災害の状況
 - (1) 災害の種類
 - (2) 発生日時
 - (3) 発生場所
 - (4) 被害の状況

- 2 支援要請の内容
 - (1) 処理を希望する廃棄物の種類及び量
 - (2) 必要とする人員
 - (3) 必要とする車両その他資機材
 - (4) その他必要とする作業内容

- 4 連絡先
担当部課所
担当者
電話番号

様式2号

災害廃棄物等処理実績報告書

平成 第 年 月 日
号

埼玉県知事

市町村長・一部事務組合管理者

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託先
- 2 委託業務
 - (1) 処理等
 - (2) 人的派遣等
 - (3) 機材等
 - (4) その他
- 3 添付書類 委託契約書の写し及びその他参考となる資料
- 4 連絡先
 - 担当部課所
 - 担当者
 - 電話番号

様式 3 号

仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書

第 年 月 日
平成

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 仮置場（災害時における廃棄物の仮置場として使用できそうな場所）
 - (1) 所在地
 - (2) 面積
 - (3) 現状 運動場・河川敷・その他（ ）
○を付けて下さい 具体的に

- 2 仮設トイレの備蓄数等（非常用に使用できる仮設トイレ）
 - (1) 形式・台数

①汲み取り式	台
②ポータブル	台
③その他	台
（ ）	

その他については形式を具体的に記入して下さい

- 3 連絡先

担当部課所
担当者
電話番号

「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書（例）」
（都道府県と廃棄物関係団体が締結する場合）

〇〇都道府県（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 この協定は、〇〇都道府県内において地震等大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処理・処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 地震等大規模災害

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に掲げる災害の内、大規模な災害を生ずるものをいう。

(2) 災害廃棄物

地震等大規模災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

(3) 国の特例補助

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 22 条第 2 項 及び同施行令第 22 条第 3 項により、国が特に必要と認めた場合、廃棄物の処理等に要する費用の 1/2 以内の額について国庫補助の対象としていることをいう。

(4) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処理・処分のことをいう。

(5) 家屋等構造物

専用住宅、共同住宅、兼用住宅、併用住宅など主に人の住居の用に供する建物及び中小事業者の事務所をいう。

第 3 条 甲は、都道府県内市町村・一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する次の各号の事業（以下、「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集・運搬

(3) 災害廃棄物の処理・処分

(4) 前各号に伴う必要な事項

第 4 条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

第 5 条 甲は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に都道府県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

第 6 条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

第 7 条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

第 8 条 第 3 条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該市町村等が負担するものとし、その価格は乙と当該市町村等で協議の上決定するものとする。

第 9 条 第 3 条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害補償については、乙と当該市町村等で協議するものとする。

第 10 条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては〇〇県〇〇部〇〇課、乙においては●●事務局とする。

第 11 条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を定期的に甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

第 12 条 甲が、被災した他の都道府県に対して廃棄物の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力をするものとする。

第 13 条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

第 14 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

この協定は、平成〇年〇月〇日から効力を発生する。